

社会的養護

平成30年度
前期 10問

問 1

次の文は、ある福祉に関係する施設の設立に携わった人物の説明である。その人物として正しいものを一つ選びなさい。

この人物は女学校の教頭であったが、明治24年に発生した濃尾地震の被災孤児のための施設、「孤女学院」を開設し、女学校を退職した。その後、入所児童の中に知的障害のある少女がいたことがきっかけとなり、渡米して知的障害児教育を学んだ。また孤児院を、知的障害児を対象とした施設に転換し、施設名称の変更を行った。

1. 石井十次
2. 石井亮一
3. 留岡幸助
4. 渋沢栄一
5. 高木憲次

回答

2

解説

石井亮一についての内容

石井十次

日本で最初に孤児院を創設した人物であり、「児童福祉の父」と言われています。

茶臼原の地で農業的労作教育を柱にした「散在的孤児院」（里親村）を作ろうと決意し、やがて「時代教育法」（「幼児は遊ばせ、子は学ばせ、青年は働かせる」）を編み出した。

石井亮一

「知的障害児教育の父」

立教女学校の教頭として勤める傍ら、孤女教育施設である「東京救育院」の運営にも携わります。

聖三一孤女学院を創設

留岡 幸助（とめおか こうすけ）

日本の社会福祉事業の先駆者

1899（明治32）年に東京巢鴨に「家庭学校」を創立し、少年の感化事業に尽力しました。
その後、1914（大正3）年には自己の社会事業の集大成として、「北海道家庭学校」を遠軽町に設立しました。

渋沢栄一

「日本資本主義の父」と呼ばれる実業家
商法講習所、大倉商業学校の創設者です

高木憲次

肢体不自由児療育事業の始祖、肢体不自由児の父

日本初の公立肢体不自由児学校・光明学校、日本初の肢体不自由児施設である整肢療護園を設立しました。

整肢療護園を設立した人物です。

問 2 次の文は、「児童養護施設運営指針」において示された社会的養護の原理の記述である。

(A) ～ (D) にあてはまる語句の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- 家庭的養護と (A) 化
- (B) の保障と自立支援
- (C) をめざした支援
- 家族との連携・協働
- (D) と連携アプローチ
- ライフサイクルを見通した支援

(組み合わせ)	A	B	C	D
1	個別	発達	回復	継続的支援
2	地域	養育	回復	緊急的支援
3	個別	発達	尊厳	緊急的支援
4	地域	養育	尊厳	継続的支援
5	個別	発達	尊厳	継続的支援

回答

1

解説

児童養護施設運営指針の第Ⅰ部「総論」 2. 社会的養護の基本理念と原理（2）社会的養護の原理を参照。

（2）社会的養護の原理

社会的養護は、これを必要とする子どもと家庭を支援して、子どもを健やかに 育成するため、上記の基本理念の下、次のような考え方で支援を行う。

- ①家庭的養護と個別化
- ②発達の保障と自立支援
- ③回復をめざした支援
- ④家族との連携・協働
- ⑤継続的支援と連携アプローチ
- ⑥ライフサイクルを見通した支援

問 3 次の文は、平成28 年 6 月に改正された「児童福祉法」に関する記述である。適切な記述を○、不適切な記述を×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

A.国・地方公共団体は、家庭における養育が困難あるいは適当でない児童について、社会性を身につけさせるために、家庭における養育環境よりも集団で生活をおくれる環境で養育することを優先するとした。

B.都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付けた。

C.養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付けた。

D.自立援助ホームを20 歳になる前まで利用している大学等就学中の者について、22歳の年度末までの間、利用を継続できることとした。

（組み合わせ）	A	B	C	D
1	○	○	○	○
2	○	○	×	×
3	○	×	×	○
4	×	○	○	○
5	×	×	○	×

A **誤** 児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合は、児童ができる限り「良好な家庭的環境」において養育されるよう、必要な措置を講ずることとする。

(児童福祉法 第3条の2)

B **正** 児童福祉法第31条の2参照。

C **正** 児童福祉法第6条の3参照。

D **正** 児童福祉法第6条の3第1項、第33条の6及び第50条の3参照。

×

A.国・地方公共団体は、家庭における養育が困難あるいは適当でない児童について、社会性を身につけさせるために、**家庭における養育環境よりも集団で生活をおくれる環境で養育することを優先**とした。

児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合は、児童ができる限り「**良好な家庭的環境**」において養育されるよう、必要な措置を講ずることとする

○

B.都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付けた。

○

C.養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付けた。

○

D.自立援助ホームを20 歳になる前まで利用している大学等就学中の者について、22歳の年度末までの間、利用を継続できることとした。

問 4 次の文は、児童福祉施設における苦情への対応に関する記述である。適切な記述を○、不適切な記述を×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- A.児童福祉施設では、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決にあたり当該児童福祉施設の職員以外の者を
関与させなければならないとされている。
- B.児童福祉施設は、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならないとされている。
- C.運営適正化委員会は、苦情の解決にあたり、利用者の処遇について不当な行為が行われているおそれがあると
認めるときは、施設が所在する市町村長（政令指定都市の長は除く）に通知しなければならないとされている。
- D.児童福祉施設は、運営適正化委員会が行う「社会福祉法」の規定による調査に、できる限り協力しなければ
ならないとされている。

（組み合わせ）	A	B	C	D
1	○	○	○	○
2	○	○	×	○
3	○	×	○	×
4	×	○	×	○
5	×	×	○	×

- A **誤** すべての施設ではない。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の第14条の3の2参照。
- B **正** 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の第14条の3の1参照。
- C **誤** 市町村長ではなく都道府県知事である。社会福祉法第86条参照。
- D **正** 記述通りである。

×

A. **児童福祉施設**では、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決にあたり当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならないとされている。

すべての施設ではない

○

B. 児童福祉施設は、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならないとされている。

×

C. 運営適正化委員会は、苦情の解決にあたり、利用者の処遇について不当な行為が行われているおそれがあると認めるときは、**施設が所在する市町村長**（政令指定都市の長は除く）に通知しなければならないとされている。

市町村長ではなく都道府県知事である

○

D. 児童福祉施設は、運営適正化委員会が行う「社会福祉法」の規定による調査に、できる限り協力しなければならないとされている。

問 5 次の文は、被措置児童等虐待の防止に関する記述である。適切な記述を○、不適切な記述を×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- A.「児童福祉法」において、被措置児童等への虐待行為には経済的虐待が含まれる。
- B.「児童福祉法」において、被措置児童等自身による虐待の被害の届出は規定されていない。
- C.児童養護施設の長は、児童を現に監護する者として保護者となることから、被措置児童への虐待行為を行った場合、それは「児童虐待の防止等に関する法律」に規定する児童虐待であるとともに、被措置児童等虐待に該当する。

(組み合わせ)	A	B	C
1	○	○	○
2	○	○	×
3	○	×	○
4	×	○	×
5	×	×	○

回答

5

解説

- A 誤 経済的虐待は含まれない。児童福祉法の第33条の10参照。
- B 誤 規定されている。児童福祉法の第33条の12第3項参照。
- C 正 記述通りである。

×

A.「児童福祉法」において、被措置児童等への虐待行為には経済的虐待が含まれる。

経済的虐待は含まれない

×

B.「児童福祉法」において、被措置児童等自身による虐待の被害の届出は規定されていない。

規定されている

○

C.児童養護施設の長は、児童を現に監護する者として保護者となることから、被措置児童への虐待行為を行った場合、それは「児童虐待の防止等に関する法律」に規定する児童虐待であるとともに、被措置児童等虐待に該当する。

次の文は、児童福祉施設に配置されている職員に関する記述である。適切な記述を○、不適切な記述を×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- A.心理療法担当職員は、虐待等による心的外傷のための心理療法を必要とする児童等や、夫等からの暴力による心的外傷等のため心理療法を必要とする母子に、遊戯療法やカウンセリング等の心理療法を実施する。
- B.個別対応職員は、虐待を受けた児童等の施設入所の増加に対応するため、被虐待児等の個別の対応が必要な児童への一対一の対応や、保護者への援助等を行う職員を配置し、虐待を受けた児童等への対応の充実を図る。
- C.里親支援専門相談員（里親支援ソーシャルワーカー）は、児童養護施設および乳児院に、地域の里親およびファミリーホームを支援する拠点としての機能をもたせ、児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員、里親会等と連携して、里親委託の推進および里親支援の充実を図る。

（組み合わせ）	A	B	C
1	○	○	○
2	○	○	×
3	○	×	○
4	×	○	×
5	×	×	○

回答

1

解説

A 正 記述通りである。

B 正 記述通りである。

C 正 記述通りである。

次の文は、ある児童福祉施設の内容に関する記述である。これらすべてに該当する施設種別として正しいものを一つ選びなさい。

- 対象となる児童は、家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童である。
- 医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士を置かなければならないとされている。
- 児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるように家庭環境の調整を行わなければならないとされている。

1. 児童養護施設
2. 児童自立支援施設
3. 児童心理治療施設
4. 児童発達支援センター
5. 障害児入所施設

回答

3

解説

児童心理治療施設の内容である。

児童養護施設

児童養護施設は、児童福祉法に定められた児童福祉施設であり、施設の入所手続きは、都道府県等に設置されている児童相談所が公的責任のもとで行っています。

児童養護施設は、保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設です。

児童自立支援施設

不良行為を行なった、またはするおそれのある児童などに対し、入所や通所により必要な指導を行い、自立を支援する児童福祉施設。

1997年（平成9）児童福祉法の改正により、教護院を改称。

児童心理治療施設

児童心理治療施設は、児童福祉法43条の2に規定された児童福祉施設です。

心理的問題を抱え、社会生活への適応が困難な満20歳未満の子どもたちを対象として短期間の入所を行ったり、保護者の元から通所し、医療的な視点から、生活支援や心理治療を行っています。

名称が変わる前は、「情緒障害児短期治療施設」と呼ばれていましたが、2017年4月の児童福祉法改正に伴い、名称が変更となりました。

児童発達支援センター

児童福祉法第43条で定められた、児童福祉施設です。

地域の中核的な療育支援施設として、障害児とその家族のための相談や療育など、総合的な支援をしています。療育という言葉になじみがない方もいると思います。

療育は、障害がある子が大人になった時、社会で自立して生きていけるように、それぞれのニーズに応じた支援を行って発達を促す取り組みです。

障害児入所施設

障害のある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設です。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。

障害児に対する施設は、以前は障害種別ごとに分かれていましたが、複数の障害に対応できるよう平成24年度より一元化が行われました。ただし、これまで同様に障害の特性に応じたサービス提供も認められています。

問 8

次の文のうち、「乳児院運営指針」の一部として正しいものを○、誤ったものを×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- A. 日常の養育において「担当養育制」を行い、特別な配慮が必要な場合を除いて、基本的に入所から退所まで一貫した担当制とする。
- B. 施設の備品である玩具、食器、戸棚などは措置費で購入しているため、入所児童には自分の所有物という認識を持たせず、共有のものとして利用させる。
- C. 個々の乳幼児の発達状況や個性に配慮し、専門的視点から遊びの計画や玩具を用意し、遊びを通じた好奇心の育みや身体機能の発達を支援する。
- D. 施設は集団での生活であり、自立を目指しているため、日課で決められた食事の時間内に残さず食べることができるよう訓練する。

(組み合わせ)	A	B	C	D
1	○	○	○	○
2	○	○	×	×
3	○	×	○	×
4	×	○	○	○
5	×	×	×	○

回答

3

解説

- A **正** 乳幼児運営指針の第Ⅱ部1の(1)の①参照。
- B **誤** 自分の所有物という認識を持たせずではない。乳幼児運営指針の第Ⅱ部1の(1)の①参照。
- C **正** 乳幼児運営指針の第Ⅱ部1の(5)の②参照。
- D **誤** 時間内に残さず食べるようにではない。乳幼児運営指針の第Ⅱ部1の(2)参照。

○

A.日常の養育において「担当養育制」を行い、特別な配慮が必要な場合を除いて、基本的に入所から退所まで一貫した担当制とする。

○

C.個々の乳幼児の発達状況や個性に配慮し、専門的視点から遊びの計画や玩具を用意し、遊びを通じた好奇心の育みや身体機能の発達を支援する。

B.施設の備品である玩具、食器、戸棚などは措置費で購入しているため、入所児童には自分の所有物という認識を持たせず、共有のものとして利用させる。



「持たせず」ではない

- ・他児と区別された「自分のもの」といえる玩具、食器、衣類、戸棚など個別化を図る。

D.施設は集団での生活であり、自立を目指しているため、日課で決められた食事の時間内に残さず食べることができるように訓練する。



残さず食べるようにではない

- ・乳幼児が自分で食べようとする意欲を育てられるように、おいしい食事をゆっくりと、くつろいで楽しい雰囲気で食べることができる環境づくりや配慮を行う。

問 9 次の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい。

【事例】

児童養護施設に勤務する J 保育士は、K 君（15 歳、男児）を担当して 1 か月である。親から身体的な虐待を受けた体験がある K 君は、このところ自分より年下の子どもに暴言を吐いたり、学校でも友人とトラブルが絶えない状況である。

【設問】

J 保育士の K 君に対する対応として不適切な記述の組み合わせを一つ選びなさい。

- A. K 君の言動は、過去のトラウマ体験が原因であると判断して K 君の行動を容認する。
- B. K 君の言動を家族との関係から捉えて考えてみる。
- C. K 君の対応を、愛着対象である自分にすべて任せてほしいと施設長に申し出る。
- D. K 君の強み（ストレングス）に注目して支援する。
- E. K 君の言動の理由について、施設と児童相談所とのケース会議の際に K 君を担当している児童心理司とともに検討する。

（組み合わせ）

	A	B
1	A	B
2	A	C
3	B	D
4	C	E
5	D	E

回答

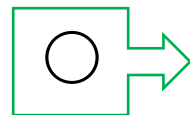
2

解説

- A **誤** 専門家でもないのに原因をトラウマ体験とするのは適切ではない。容認してしまうと他者への暴言が増長する恐れがある。
- B **正** 記述通りである。
- C **誤** 一人に対応するのではなく複数の専門家と協力しチームとして解決するほうがよい。
- D **正** 記述通りである。
- E **正** 記述通りである。



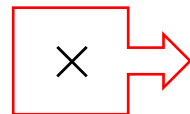
B. K君の言動を家族との関係から捉えて考えてみる。



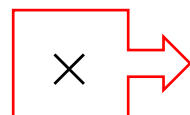
D. K君の強み（ストレングス）に注目して支援する。



E. K君の言動の理由について、施設と児童相談所とのケース会議の際にK君を担当している児童心理司とともに検討する。



A. K君の言動は、過去のトラウマ体験が原因であると判断してK君の行動を容認する。
専門家でもないのに原因をトラウマ体験とするのは適切ではない



C. K君の対応を、愛着対象である自分にすべて任せてほしいと施設長に申し出る

一人で対応するのではなく複数の専門家と協力しチームとして解決するほうがよい

問 1 0 次の【事例】を読んで、【設問】に答えなさい。

【事例】

Mちゃん（1歳2か月、女兒）は母親と2人暮らしで、母親が夜、家を空けることが頻繁にあったため、半年前に児童相談所で一時保護された。児童相談所は母親による虐待（ネグレクト）と判断し、乳児院への措置が決定された。母親は、Mちゃんの入所後一度も面会に来なかったが、ある日突然施設を訪れ、Mちゃんを引き取りたいと乳児院に申し出た。

【設問】

この乳児院の家庭支援専門相談員が最初に行うべき対応として、最も適切な記述を一つ選びなさい。

- 1.虐待を理由に入所した子どもは、法律上、家庭に帰すことができないという規定があることを母親に伝える。
- 2.親権を有する母親の意思を尊重し、家庭引き取りの手続きを行う。
- 3.引き取りに関する話は、児童相談所の児童福祉司が担当すべき事柄であり、乳児院は関与してはいけないため、児童相談所に行くように勧める。
- 4.母娘2人での生活は困難と判断し、母子生活支援施設の利用を勧める。
- 5.母親が引き取りを希望する理由や母親の生活の状況について、母親の気持ちに寄り添いながら話を聴く。

回答

5

解説

- A 誤 このような規定はない。
- B 誤 母親の意思よりもMちゃんの最善の利益を考慮すべきである。
- C 誤 このような規定はない。
- D 誤 何も確認せず、2人での生活は困難と判断するべきではない。
- E 正 記述通りである。

- × 1.虐待を理由に入所した子どもは、法律上、家庭に帰すことができないという規定があることを母親に伝える。
- × 2.親権を有する母親の意思を尊重し、家庭引き取りの手続きを行う。
- × 3.引き取りに関する話は、児童相談所の児童福祉司が担当すべき事柄であり、乳児院は関与してはいけないため、児童相談所に行くように勧める。
- × 4.母娘2人での生活は困難と判断し、母子生活支援施設の利用を勧める。
- 5.母親が引き取りを希望する理由や母親の生活の状況について、母親の気持ちに寄り添いながら話を聴く。